審議会等の会議結果報告

1. 会議名	令和4年度 第1回松阪市景観審議会			
2. 開催日時	令和5年1月19日(木) 午前10時00分から午前11時30分			
3. 開催場所	松阪市川井町 772 番地 10 松阪市橋西地区市民センター 大会議室			
4. 出席者氏名	(松阪市景観審議会委員) 浅野 聡(会長)、門 暉代司(副会長)地主 昌美、 大井 隆弘、山本 真帆、中北 直子、楢井 孝明 (事務局) 建設部部長:伊藤 篤 建設部次長:山路 伸之 都市計画担当参事兼都市計画課長事務取扱 :松本 尚久 景観担当主幹:松野 直樹 景観係長:山﨑 晃司			
5. 開催および非公開	公開			
6. 傍聴者数	0名			
7. 担当	松阪市建設部都市計画課景観係 電話 0598-53-4166 FAX 0598-26-9118 e-mail tos.div@city.matsusaka.mie.jp			

令和4年度 第1回松阪市景観審議会 事項書

日時:令和5年1月19日(木)	午前	10 時	00 分から
会場:松阪市橋西地区市民セン	ノター	大会讀	養室

- 1. あいさつ
- 2. 審議事項
 - (1)松阪市景観計画の改定(案)について

- 3. 報告事項
 - (1)重点地区等における景観まちづくり活動について

4. その他

司会 ・審議会の開会

- ・傍聴者の説明 等
- ・あいさつ (伊藤部長)
- ・配布資料の確認
- ・新たな委員の紹介

司会 それでは、令和4年度第1回松阪市景観審議会を開催させていただきます。 開会にあたりまして、建設部長の伊藤よりごあいさつ申し上げます。

部長 改めまして皆様おはようございます。建設部長の伊藤と申します。

平素は市の景観行政に対しまして格別のご理解をいただきまして、誠にありがと うございます。

本日はお忙しい中、令和4年度第1回松阪市景観審議会にご参集いただきまして、 重ねてお礼申し上げます。

さて本日の審議会は、松阪市景観計画の改定案について、審議事項とさせていただいております。

松阪市景観計画は、策定からはや10年以上が経過し、社会の多様化に伴う運用上の課題やまちなみの変容、脱炭素社会に向けた取り組みなど、新しい時代に対応する必要が生じてまいりました。

そこで平成29年度から改正検討委員会を立ち上げ、景観施策に関する様々な課題 を検討し、改定に向けた議論を進めてまいりました。

そして本日、改定案がまとまりましたので、委員の皆様方にご審議を賜りたいと 存じます。

今回の改定のポイントですが、大きなところでは重点地区の候補地の追加でございます。これは、前年度、中万地区が重点地区に指定されたところですが、市内にはまだまだ美しい景観が残されており、それらを守っていきたいという思いからでございます。

また、課題となっております歴史的建造物の保全に対する取組みや景観重要公共施設に関する路線指定、行政の啓発活動などを今回の景観計画改定案に盛り込んだところでございます。

松阪市の景観を守っていくうえで、非常に重要な事項であり、委員の皆様の熱心なご審議、ご意見をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

司会ありがとうございました。

本日ご出席の方々は配付させていただいている委員名簿、座席表のとおりでございます。また、本日の事務局の出席者を示しておりますので、よろしくお願いいたします。

資料の確認をさせていただきます。

1事項書、2委員名簿、3座席表、4議案書、資料1から資料6となっております。 不足がございましたら、事務局までお申し出ください。 司会
それでは事項書をご参照ください。

本日の議事としまして、審議事項1件、報告事項1件でございます。

そして今回の審議会では、令和 4 年 10 月 15 日から令和 6 年 10 月 14 日までの 2 年間委員の委嘱をさせていただきました。

新たに三重大学大学院 工学研究科助教の大井隆弘様を委嘱させていただきました。

ここで大井委員から、簡単に自己紹介を兼ねたごあいさつをいただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。

委員 おはようございます。

三重大学大学院工学研究科建築学専攻助教をしております大井と申します。

専門は日本建築史で、松阪市さんでは、景観アドバイザーでお世話になっております。どうぞよろしくお願いいたします。

司会これからもよろしくお願いをいたします。

それでは事項書に基づきまして、審議会を進めてまいります。

議事進行につきましては、松阪市景観条例第25条第5号の規定により、引き続き 浅野会長にお願いしたいと思います。

浅野会長よろしくお願いいたします。

会長皆さん、本年もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、配布されている資料に基づきまして、景観計画の改定について、これを中心に審議していきたいと思います。

景観計画の見直しにつきましては、この審議会でも、たびたび経過報告をさせていただいて、委員の皆様からもいろいろご意見をいただいてきたところです。

また、景観計画を改正するための委員会も立ち上げて、そちらの委員会の方で中心となって、これまでの松阪市の景観計画の成果と、それから成果がある一方で、新しい課題も見えてきましたので、課題解決のために景観計画をバージョンアップしていこうということで、この数年間継続して議論して参りました。

ようやく景観計画の改定の見通しが立ちましたので、本日、改定案の審議をお願いできればと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず本審議会の成立の可否について、事務局から報告をお願いいたします。

事務局 本日の出席者につきましては、景観審議会委員9名中7名の方にご出席をいただいております。松阪市景観規則第26条第2項の規定により、本審議会は成立しております。

会長
それでは、審議会が成立していますので、このまま審議に入ってまいります。

お手元の事項書に記載されていますが、本日の事項は審議事項が 1 件、報告事項 が 1 件となります。

審議事項 議案第 1 号 松阪市景観計画の改定(案)について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 ・審議事項(1) について説明 資料1、資料2、資料3

会長説明ありがとうございました。

今までの審議会でも、本日の改定内容につきましては、既に委員の皆様にご説明済みの内容もありますが、景観計画が策定されてから時間が経過しましたので、今回は全体的に大きく見直しをして、重点地区の候補を新たに追加したり、歴史的建造物の保全制度という新たな制度や景観重要公共施設の箇所指定、再生可能エネルギー発電設備への対応など、10年以上運用するなかで、委員の方からその時その時ご指摘いただいてきた内容を全体的に見直したという状況です。

それでは只今の説明につきまして、委員の皆様からのご意見、ご質問等ありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

委員 重点地区等々を増やしていくことについて、いろいろな地域があると思うのですが、この先その地区が管理できなくなったときに、市として予算は取っているのですか。

事務局 今後の取組みとしましては、新たな予算を取っているわけではなく、今の事業費の中で候補地区の普及啓発や意見交換を中心に進めていき、地域の方々の重点地区を目指していくという機運を高めていくことを今のところ考えております。その機運が高まりましたら、例えば、住民説明会であるとか、賛同署名などの手続きを踏んでいくというような流れを考えております。

委員 景観が良い地域とか綺麗なところを残していく、それがベストだと思います。

今は地域の方で景観保全を推し進めてみえると思うのですが、例えば、相続人がいなくなってきた時など、誰も管理ができなくなった場合に、重点地区に指定されていると、市に費用負担が発生するなど、予算も必要ではないかと思うのです。

反対をしているわけではないのですが、将来、土地の管理ができず、相続できないから売りたいとなった場合に、重点地区などの地域に入っているとそのことが規制になることが懸念されます。将来的なことも考えて、必要に応じて予算確保など検討をお願いします。

事務局 重点地区になっていくというのは、基本的にはその地域の方が、まずは自分たち の地域を大切に残していきたいという活動をされて、それから重点地区になってい くという経過を踏んでいきます。

重点地区の候補地に景観計画に関して説明に伺った際に、地区の高齢化が進んでいて 10 年後 20 年後、自分たちが居なくなったときに、継承していくということは難しいというようなお話もいただいております。

市の方針としては、重点地区の候補地などの美しい景観を残していきたいという 思いの中で、PRや普及啓発活動など考えておりまして、例えば、大石町谷地区で は他所から若い人たちが移住をされて、棚田を耕作するというような活動にも繋が ってきている部分もあります。そういった重点地区候補の地域活性化や住民活動に 繋がることを期待しています。

予算に関しては、現在、重点地区では、その地域の景観特性に合わせた建物を建てる時に補助金を出しています。現在、歴史的なまちなみの建物に対する補助規定しかございません。棚田や茶園に対する補助はこれから検討していくことになりますが、大きな予算での補助は考えておりません。

委員 観光事業とうまく結びつけて何か生み出していかないと、多分先細りしていくと 思います。太陽光発電施設も必要なものですけれども、設置することは悪みたいな 感じで言われることが多いです。土地所有者の方も本当は太陽光発電施設を設置し たくないけれど、例えば固定資産税を負担するのが大変になり、土地を手放される 方もみえます。重点地区などでは太陽光発電が駄目とか、規制が入ってくることに 住民の方々は理解されているのですか。

事務局 地域に説明に伺ったときにも太陽光発電施設に関する話は出ておりました。 重点地区の中で太陽光発電施設が設置できないという規制はありません。

農業振興などの地域については、太陽光発電施設の設置を規制する県の方針がございます。今回、候補地区に追加している場所の多くは、農業振興の地域になっておりますので、太陽光発電施設は設置されないところだという認識です。

委員 わかりました。

会長 委員が発言されたように松阪も空き家や過疎化が進行していくことが懸念されま すので、そのような視点ももって、住民の皆さんと継続的な話し合いをしていくの はとても重要だと思います。

現時点では重点地区の候補に入れてもらえるように地元に説明に入りましたので、今後、重点地区に向けては、地域の皆さんが集落の景観を残していこうというふうに考えてくださった段階で、重点地区の中に建つ様々な建築物や工作物の基準をどうしていくか、地域の皆さんと話し合っていただけたらと思います。

重点地区の基準も地区ごとに変えて構いませんので、松阪も城下町は城下町のまちなみに合うように基準を決めていますし、市場庄は市場庄の景観に合うように決めています。また、飯南、飯高で重点地区の指定に地域住民の方が賛同していただけたら、飯南、飯高で営んでいる農業や農村集落と調和するような景観形成基準を決めていただいて、今までも地域の方々が美しい農村風景を努力されて維持されてきたと思います。それが次世代の方にも繋げていけるように、地域の皆さんで話し合いをしていただけたらと思います。

また、空き家の問題は全国的な問題で重要だと思います。

ご意見どうもありがとうございました。

他の委員の方から質問ご意見はございますか。

委員 先ほど、会長が言われたようにそれぞれが重点地区になった場合に、建物の規制 をどこまでの基準にしていくのかということが一番重要となってきます。今後、重 点地区の候補地といろいろな段階で協議をされていかれると思いますが、現段階で は候補地ということなので、今後協議をしていただけたらと思います。

また、景観計画改定案については、今まで議論を重ねてきていますので、改定案の内容でよいと思います。今後、改定作業を進めていただければと思います。

会長ありがとうございます。他の委員はいかがですか。

委員 大石町谷地区や和歌山街道沿いの波瀬地区とかは、皆さんにあまり知られていない歴史的に価値のある場所です。

観光客の方だけではなく地元の住民の方にも、自分の地域が価値のあるところということを再認識していただきたいです。また、多くの市民の方にもそれらの地域が非常に価値ある地域であることを認識していただきたいです。そして、地域の情報発信していくことで空き家にも住んでもらえるとか、いろいろ活用されていくのではないのかと期待しています。

会長ありがとうございます。他の委員はいかがですか。

委員 2、3週間前だと思うのですが、ヤフーのネットニュースで移住者が殺到する町 という記事を見てみたら、その町が松阪市だったのです。

飯南、飯高地区では、すごく環境と景観がいいから、移住希望者が非常に殺到しているということでした。松阪市民でありながらそうなのか、と思って見ていたのですが、やはり地域の方のご努力で景観を守ってきたからこそ、その価値に気づき、来ていただけるということに繋がりますので、上手く景観を守りつつ新たな人を受け入れて、さらにそれが良いまちづくりに向いていけるようになっていけばいいと思います。

景観を守っている地区であることを、移住希望の方々にもっと分かりやすく伝え

ていただけると、さらに移住を希望される方もいらっしゃるのではないかと思いま すので、そこもよろしくお願いいたします。

会長ありがとうございます。他の委員はいかがですか。

委員 以前いただいた景観計画から比べるとかなりボリュームアップしているのですが、ページをめくっていくと、非常に読みやすくなっているなという印象もあって、素晴らしいと見させていただきました。

そこで2点簡単なところを教えていただきたいのが、資料1の43ページに地区独自の基準ということで、丘陵地区と和歌山街道沿い地区に関する内容です。

これは資料2の5ページと併せて見れば良いかと思うのですが、「建築物の一辺が 長く、勾配屋根を採用することにより建築物の高さが著しく増加する場合」とは、 大きな屋根のことを指して、文化財ではお化け屋根と言ったりもします。

もう一辺が短ければ切妻屋根で問題はないかと思うのですが、建築物で一辺が長くという表現で、勾配屋根とか切妻屋根にもしていませんし、ただ勾配屋根の記述だと片流れでも良いので、いろんなふうに解釈できてしまいます。この記述としては建築物の一辺が長くというところで、他の自治体の事例なども参考に決められたのかなと、少し気になりましたので、その内容について教えてください。

事務局 今までの景観計画の丘陵地区、山地地区の課題でもあったのですが、松阪市では それらの地区に工業団地が広がっておりまして、大きな建物が建っている地域がご ざいます。

それらの地域では、建物の背景が山並みということもありまして、飯高の山並みが見えたり、付近の自然景観が背景になってきます。

工業団地などで高い工場を建築していくなかで、陸屋根より勾配屋根を採用して しまうと、より建築物の高さが上がってしまい、余計に背景の景観を圧迫すること があります。

今回、他市の景観計画も参考にしながら、屋根の基準を、勾配屋根の以外の方法で背景の山並みとの調和に配慮した場合はこの限りではない、という形で見直しました。

委員 わかりました。ありがとうございます。

一辺を長くすれば、勾配屋根にしなくても良いと捉えられなければ良いなと、話 し合いの中で、こちらの意図が伝わるのであればそれで良いと思います。

次に、今回の改定にあたっての大きなポイントの 1 つは文化的な景観というキー ワードがたくさん入ってきたということで、重点地区の候補地区でも棚田とかも入 ってきています。

巻末の用語説明で文化的な景観に関する説明や、それぞれの箇所で少しずつ触れたりもしているのですが、文化的な景観に関して説明したりすると、わからない人

が多い印象があります。

例えば10ページに「文化的な景観を有する地区」と赤字で書いてありますが、そういうものが出てきたときに文化的な景観に関する内容が、右の方に景観トピックスということでその解説があれば、もっと読みやすくなり関連づけることにより、読んだ人により伝わり易くなるという気がしました。

会長 基準の内容や景観トピックスに関して、意見をいただきました。

事務局 ご指摘いただいた内容の景観トピックスを検討させていただきます。

今回、文化的な景観を有する地区ということで、改正検討委員会でもいろいろと ご議論をいただいて、文化庁の文化的景観ではなく、そこと区分をさせていただい ております。地域を特徴づける景観としての茶園や棚田は歴史的景観のなかでの、 文化的な位置付けということで、文化庁の文化的景観とは切り離して考えさせてい ただいておりますので、よろしくお願いいたします。

会長 委員がご指摘されたように飯南、飯高の集落は、景観計画の重点地区の候補地に していますが、上手くいけば文化的景観として、街中の歴史的まちなみとまた違う 重点地区になります。文化庁の文化的景観に指定していくためには景観計画で重点 的な地区に指定することが必要なので、市で保全に向けた取り組みをしておいてい ただけると、次の展開が見えてきます。

> 文化庁の文化的景観に載せられると農地の整備などに国の補助が得られるので、 建物だけの話ではなく、大きく前進していきます。

今回、候補地区に飯南、飯高の農村集落を候補として入れていただきましたので、 委員から提案のあった文化的景観をトピックスで解説できると、よりわかりやすい かなと思いましたので、事務局で検討をお願いします。

ご意見ありがとうございました。

会長 他の委員はいかがですか。

委員 最初からずっと、景観計画の改定に携わらせていただいています。今回で 5 回目 の改定になると思うのですが、浅野会長にお伺いいたします。今回の景観計画の改 定内容は、県内外の他の市町と比較して、改定内容はいかがでしょうか。

会長 改定案は、課題なども網羅し、良い内容になっていると思います。

委員 承知しました。個人的には先進的な計画だと思っていたのですが、客観的に判断 していただいても素晴らしい計画とのことなので、自慢できるものなのかなと思い ます。

それともう一つは、景観計画が改定されて、改定毎に内容が充実しているのです

が、残念ながら景観計画には強い強制力がありません。市の方から地元協議をされて、ようやく重点地区になったのが 4 地区ありますが、重点地区になるまでは地元の機運も非常に高まって、まちなみの保全に関してどんどん前向きな意見が出てくるのですが、残念ながら重点地区になると、その後、市の働きかけだけで、補助金を導入しながら建物の修理はしていますが、残念ながら盛り上がった機運が下降線を辿っていくのです。

それと相まって、空き家が増加してきましたので、市場庄や魚町一丁目、本町などでも、空き家が解体される事例が出てきました。これからは重点地区の建物について、空き家対策としっかりリンクしていかないと、なかなか景観が守れないと思うのです。

先ほど他の委員さんがおっしゃったように、飯南、飯高の空き家には魅力を感じられて移住する方もいるのですが、残念ながら住宅地である中心市街地に移住されることは非常に少なく、空き家も随分とも増えてきました。

景観計画の中でも、空き家対策はこれから大きな課題になってくるのかなと感じています。

会長 ご意見ありがとうございます。

只今、委員から空き家対策と景観計画との連動の必要性の意見がありました。他 市では空き家対策と連動させたまちなみの再生という政策も進んできていますの で、松阪市でも空き家対策の部署とも連携していただけたらと思います。

取組みで言えば、景観法が先行して出来て、空き家対策は近年法改正された新しい取り組みなので、後から出てきた空き家対策をいかに先行している景観計画に協力してもらえるかそれが今後、重要なポイントになってきます。

次に、株式会社都市環境研究所さんがオブザーバーで参加していただいているので、津市美杉地区の三多気の桜で景観重点地区内の茅葺き屋根の吹き替えのクラウドファンディングの取組みについて、紹介していただけますか。

重点地区に指定されて脚光を浴びると、いろいろな人が応援してくれるようになるという最新の事例です。よろしくお願いします。

オブザ

津市の景観計画の策定を浅野会長と弊社で関わらせていただき、その中で津市の 景観計画で重点候補地区として位置づけていた、美杉地域の三多気という地区があ ります。そこが重点地区の候補地区だったのですが、確か 5 年ぐらい住民の方と協 議を重ね、重点地区になったという地区があります。

皆さんご存じのとおり、津市美杉地域の三多気の桜が国の史跡に指定されていて、 三重県を代表する美しい桜並木で参道を楽しめる地区でございます。

津市を代表する地区として、見下ろした景観が非常に美しく、下に水面の美しい 水田が3段、4段、5段と重なっていて、桜の並木がずっと続いています。

そこに三多気で唯一の茅葺きの民家が一軒残っています。

その代表的な三多気の風景を将来にわたって残したいという思いがあって、そし

て重点地区の皆さんと協議して、全体を眺望景観保全地区に指定させていただきま した。

この三多気の風景を眺望の視点に立って、住民の方との協議する中で、指定して 規制だけしてどうするのかと、かなりの議論がありました。

先ほど委員がおっしゃっていたように、指定後に機運が下がるのかなと思っていたのですが、その茅葺き屋根の住民の方が偶然、市の職員であったこともあり、この茅葺き屋根の民家がなくなってしまうと、この風景が一気に変わってしまう。

さらに、そこには、先ほど申し上げたように棚田の景観があるのですが、稲の耕作は難しいので、その風景を残すために、所有者の想いで水面だけ水を張って棚田を残している。

ただ個人の努力だけでは、お手上げ状態になり、三多気の桜保全会が出来まして、 美しい桜と水面に映る桜の美しさ、感動を伝えるよう棚田を残していこうという活動が始まりました。

更に古民家の所有者さんが、茅葺き屋根を国の登録有形文化財に登録されていまして、茅葺きの屋根を葺き替えて10年、20年くらい経過し、茅の老朽化で雨漏りがひどい状態になっています。

このままの状態が続くと周辺の茅葺き屋根の建物と同様に鉄板を上に敷いた方が維持管理が楽だという状況になってきたのですが、やはりこの景観を残したいという想いからクラウドファンディング制度で皆さんから賛同を募って、それに対して、何らかの返礼品を寄付として贈ろうという活動の相談があり、弊社でお手伝いをさせていただきました。結果としては、目標額の半分がクラウドファンディングで集まり、半分くらいは所有者さんのご尽力やお知り合いの方などのご厚意だと思うのですけれど、クラウドファンディングの専用サイトや新聞、雑誌などを通じて、所有者さんの想いを感じていただいた方からご寄付をいただいているという実態が起こっています。

やはり、景観まちづくりの機運が下がっていくという懸念があるのですが、重点 地区指定などをきっかけとして、景観の保全活動に繋がったり、保全実例が実際に 起こっていますので、機運の醸成を気長に進めていくしかないのかなと感じていま す。

今、京都で有名な美山の伝建地区の職人に来ていただいて茅葺き屋根の葺き替え作業も既に始まっています。恐らく1月、2月ぐらいは職人さんが出入りされていると思いますので、ぜひ皆さん、機会があれば覗いていただければと思います。

会長 ご紹介ありがとうございます

紹介いただいたのは一つの事例ですが、やはり何も活動しないと、どんどん地域が荒廃して空き家も進んでいきます。景観計画の制度を上手に使っていただくとともに、クラウドファンディングなどを見て、そんなに美しい地区があるのだったら自分も協力してみようと、これまで縁のない方も美しい景観の写真を見たり、クラウドファンディングの主旨に賛同して、茅葺き屋根の民家を残そうと多くの方が応

募していただいて、所有者の方も予想を超える手ごたえがあったのではないかと思っています。このような事例は全国的にも出てきています。

棚田のオーナー制度も全国展開していますので、松阪の飯南、飯高の良い農村風景も、ファンを増やし多くの賛同を得たところは残していける可能性があります。 そのためには、景観計画を日頃から地域の皆さんと話し合いをして「景観まちづくりは大切だよね」という意識を持っていただいて、合意ができたら、できれば重点地区指定に賛同していただいて、いろいろなまちづくりの可能性を展開させていくということができると良いのではないかと思います。

私も美杉のクラウドファンディングは津市さんから情報を聞いたのではなくて、 新聞に大きく掲載されていて知り、私も1市民として申し込みました。

そうしたら、申し込んだ人全員にカレンダーとかお礼状が送られてきて、こういう対応が応援されるのだなと良くわかりました。参考までにお話をさせていただきました。

それでは、一通り委員の皆様からご発言いただきましたので、審議事項(1) 松阪市景観計画の改定案について、ご異議ございませんでしょうか。

委員 出席委員 全員 異議なし

会長どうもありがとうございます。

それでは景観計画の改定案について、本日ご説明させていただいた方向で進めていくということで、どうぞよろしくお願いいたします。

今後、意見縦覧や都市計画審議会での意見なども踏まえて、次の景観審議会で答申していくということで進めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。 それでは、ここで10分間の休憩を取ります。10分後に再開しますので着席をお願いたします。

事務局
それでは時間になりましたので再開させていただきます。

会長 次の報告事項に入る前に一つだけ委員の皆様にご報告させていただきます。 資料2の5ページを皆さん見ていただけますか。

この 5 ページの上段で、ご意見をいただいた「行為の制限に関する事項」の箇所で、勾配屋根の取り扱いについて「建築物の一辺が長く」という説明が書いてあります。この箇所について、他の委員からも表現として、ここの部分は無くても良いのではないかとご指摘いただきました。この表現があると誤解を招くかもしれないということで、この表現を削除させていただければと思いますが、いかがでしょうか。

事務局もよろしいですか。

委員 出席委員 全員 同意

事務局 承知しました。

事務局としても委員の方々のご意見を踏まえて、削除する方向で次の案はまとめて参りたいと思います。

会長
それでは、ここの表現を削除する方向で検討したいと思います。

それでは次の事項に入っていきます。

報告事項(1)重点地区等における景観まちづくり活動について、を事務局から 説明をお願いいたします。

事務局・報告事項(1) について説明資料4、資料5、資料6

会長ありがとうございました。

それでは本年度、様々な景観まちづくり活動を行ってきましたが、只今事務局から報告をいただいた内容につきまして、委員の方からご意見がありましたら、よろしくお願いいたします。

今年から景観絵画コンクール審査員として参加していただいた感想はいかがでしょうか。今年もたくさん力作が多くて、コロナ禍であるにもかかわらず、たくさん応募してくれて非常に嬉しく思います。

委員 今、会長がおっしゃったように景観絵画コンクールの審査員に参加して、床いっぱいに並べられた作品を見せていただき、本当に驚かされました。

それで景観絵画コンクールなどでは、以前、会長から少し話しを聞いたのですが、 親族のお父さん、お母さん、おじいちゃん、おばあちゃんなど、子どものまわりに たくさんの人が関わります。展示会などは来場者が1000人ぐらいになったりする。

そのような広がりのあるコンクールで、取組みとして素晴らしいなと思います。

一点ここで言うべきことなのかわからないのですが、松阪市のたくさんの絵が描かれておりますが、こういう風景写真の中で、フリーで公開できるような画像はたくさんお持ちなのですか。

趣旨としては、今後審査するうえでネット上の著作権の問題のことが少し気になりました。例えば、鳥羽市さんですと、デジタルアーカイブで写真を無料で公開している物があって、そういうものを保護者の方や学校の先生にここからだったら写真を見て描いても問題ないよと指導できたら、審査する側も気にしないでそのまま評価することができます。今後、著作権が厳しくなっていくかと思いますので、少しずつ検討していくと良いのかなと参加して思いました。

会長事務局からご意見ございますか。

事務局 私たちの小さい頃は現地に行って描いていましたが、景観絵画コンクールは夏休 みの取組みということもあって、応募する児童生徒の皆さんは、お父さんやお母さ んなどと現地へ出向いて写真を撮って、お家で描かれるというケースが多いかなと 思っています。絵画コンクールの趣旨のひとつは、やっぱり現地に行って、その風 景や情景を感じていただきたいというのが事務局の一番の思いです。

> いろいろな場所を事務局でも紹介させていただいておりますし、子ども達からも 沢山、教えられることもあり、市の職員でありながら、こんなにも素晴らしい場所 があるのか、ということに気づかされます。今後も景観絵画コンクールを通じて、 情報共有をしながら、松阪市のいろいろなところの良さを情報発信していきたいと 思っております。

会長 審査の時に、著作権のことは話題にありました。

ほとんどはオリジナルで描いていると思うのですが、ホームページとかで公開されている写真と同じような角度から描いた作品のことが気になりました。

応募作品をそのまま受け止めて、良い絵を描いていただいたかどうかということ で私たちも審査しました。今後そういったことが課題になるかもしれませんね。

今は学校教育の一環でパソコンや色々なポータブル機器を配ったりしていますので、子ども達も机の上でいろいろな写真を見ることができます。

今までの子どもたちは、お父さんやお母さんに現地に連れて行ってもらって、目で見て写真などにも撮影して、絵に書いてくれていたと思うのですが、学校教育も随分変わってきたので、今後そういうこともあり得るかもしれないですね。

直ちに解決するのはなかなか難しいと思うのですが、事務局で良い表現などがあれば、募集要項に書いていただけたらと思います。

事務局 承知しました。

募集要項も随時見直しをして、色々と取組みを進めていきたいと思います。

会長 それでは他の委員の方から何か感想、ご意見等ございますでしょうか。

事務局 事務局からの提案ですが、建築家クラブの古民家再生の取組みについて、委員の 方からご紹介していただければと思います。

委員 この場で取り上げていただきまして、嬉しい限りです。

松阪建築家クラブの取組みのなかで、まず何かを見てみようということで、倉敷 のまちなみや犬山の城下町を散策して、非常に感動して刺激を受けました。

先ほど意見も出ておりましたが、やはり歩いて気づくことが大切だと思いました。 景観絵画コンクールもそうですが、まちを歩くということが非常に大切で日常生 活で車で通過してしまうと気づかないことが、まちを散策することでいろいろな気 づきがあったりしました。 今回、まず物件を探すところから始めたのですが、幸い所有者さんにも恵まれまして、古民家の建造物を活用させていただけることになり、また、再生して活用したいという方も現れ、それぞれの想いを形にマッチングさせることができました。

これからも古民家を再生、活用するような活動を継続していくことがまちの再生には大事だと気付かされました。

この1件の事例だけでなく、今、第2、第3の取組みも候補に上がったりしていますので、点がいくつかでき、線になるような形で今後の活動につなげられたらと思っています。成果が出たという自負もありますが、今後もこの活動を継続していくことが大切だということがわかりました。

私たち何十年と建物の設計に携わってきて、若い頃は壊して建物を新しくするのが近代化と言って、古いものを結構破壊し、設計してきた時代もありました。

現在は古い価値ある建物を活用していくことが大事と気づくようになって、様々な活動ができるようになりました。この景観絵画展においても、子どもたちに自分たちのまちの景観を描いてもらうことで、小さい頃から景観の大事さに気づいていただける良い機会だと思います。

私たちも、子どもたちに色々な気付きをしていただけるような活動をしていきた いと思っております。

会長どうもありがとうございました。

建築家クラブの皆様には重点地区の中でとても良い事例を作っていただいたので、この事例を多くの人に見ていただきながら、松阪のまちなみを残していくということに賛同していただけたらと思っています。ご協力ありがとうございます。

それでは他にいかがでしょうか。

委員 少しよろしいですか。

今回の古民家再生事業の件は非常に助かっていまして、多くの観光客の皆さんに「すごく良い古民家の再生事業ですね。」とお褒めの言葉をいただき、「歴史のまちなみとして素晴らしいですね。」と言っていただけるのが非常に嬉しいです。景観としても貴重なのですが、休息する場所としても皆さんに非常に喜ばれていますので、今後何軒か増やしていただきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

会長どうもエールをありがとうございます。他にいかがでしょうか。

最後に私からも事務局の皆様には今年度も景観まちづくり活動を展開していただいて、どうもありがとうございました。

今日ご報告していただいたとおり、市場庄の方々も徐々に市の担当者の方との距離が縮まってきたということで、重点地区指定した時のまちなみを保全していきたいという気持ちに戻りつつあるのかなと、すごく安心しています。

それから景観交流会も毎年開催していただいて、既に重点地区に指定している地

域住民の方が一緒に何人かで集まろうと、こちらも継続的に開催していただいて、 今年は建築家クラブの皆さんのご協力をいただきながら、歴史的な建造物を修景さ れた良い事例を見ていただいたのは、とても良い機会だったと思っています。

それから最後の景観絵画コンクールですが、毎年どのくらい応募数があるかなといつも心配しているのですが、コロナ禍であるにもかかわらずたくさんの子供たちが応募してくれて、力作の応募が増えていることが、本当に嬉しく思っています。

先ほど委員の方からもお話がありましたが、いつも入賞者の方の表彰式のときに、 子ども向けのイベントを開催した時のターゲットのもう一つが、一緒に来てくれる 保護者の方です。

まちづくりのときに、子ども向けのイベントを開催すると皆も喜んでくれるし、 必ず保護者の方が来てくれて、その方たちが重点地区に指定するときの賛同してく れるメインの人達なので、講評する際に、半分は保護者の方に向かって呼びかける よう心掛けています。

また来年度、景観絵画コンクールを開催して、その時コロナが緩和されていたら、また入賞したたくさんの家族の方に来ていただいて、皆さんの前で講評する際には、子どもたちが描いた松阪の良いまちなみや自然の風景を皆で高く評価して、景観に関する関心を高めていくことに繋げていただけたらと思います。

会長 それでは、報告事項は以上とさせていただきます。 事務局からその他の事項はございますか。

事務局その他につきまして、報告いたします。

本日の審議会につきましては、議事録を作成いたしまして、公開部分につきましては公開していきます。議事録内容の確認につきましては、浅野委員、門委員にお願いをしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、今後の事務手続きについて、事務局から説明をさせていただきます。

今後の事務手続きですが、本日の審議会でいただいたご意見等を踏まえて必要な 箇所を修正して参ります。

現在、改定案につきましては、意見縦覧を1月13日から1月30日までの期間行っておりまして、都市計画課の窓口やホームページでも公開させていただき、意見書の受付をさせていただいています。

2月には松阪市都市計画審議会において、こちらの改定案について意見聴取を行っていく予定となっております。

最終的に改定案は、意見縦覧で提出された意見書や都市計画審議会の意見などを 報告するとともに、3月にもう一度景観審議会を開催させていただきたいと考えてお りますので、ご承知いただければと思います。よろしくお願いします。 司会事務局から事務手続きについて説明をさせていただきました。

それでは、以上をもちまして、令和 4 年度第 1 回松阪市景観審議会を閉会させていただきます。

閉会のあいさつを建設部次長山路より申し上げます。

次長 本日はお忙しい中、当審議会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。 長年の課題となっていました景観計画の改定につきまして、ご審議いただきました。

> この先も都市計画審議会での意見聴取など、改定に向けた審議を進めて参ります ので、よろしくお願いいたします。

それでは本日はありがとうございました。 お気をつけてお帰りください。